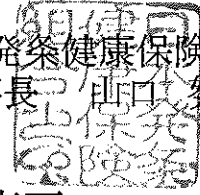


被保険者各位

日発健公告25-2

平成25年4月1日

日本発条健康保険組合
理事長 山口 努



日本発条健康保険組合規約一部変更

平成25年2月21日開催された第133回組合会で議決された議案を、次のとおり公告する。

記

日本発条健康保険組合規約の一部を次のように改正する。

1. 変更内容

第1条 条文中「以下法」を「以下「法」」に改める。

第46条 第1項中「疾病に関し」の次に「引続き」を加え、第2項中「58条」を「108条」に改める。

第49条 条文中「(2)がん健診」「(6)その他必要な事業」を加える。

第50条 第1項中「40歳」を「35歳」に改める。

第51条 第1項中「40歳」を「35歳」に改める。

第57条 第1項中「51. 628」を「51. 6273」に、「35. 272」を「35. 2727」に改める。

第57条 第3項中「0. 772」を「0. 7718」に、「0. 528」を「0. 5282」に改め、「少数点第4位を四捨五入とする」を削る。

第60条 条文中「老人」を「介護老人」に改める。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以 上